

<<<新旧対照表>>>

新					旧				
○多治見市手数料条例 昭和28年10月2日条例第27号 (手数料の種類及び金額) 第2条 手数料の種類及び金額は、別表のとおりとする。 別表(第2条関係)					○多治見市手数料条例 昭和28年10月2日条例第27号 (手数料の種類及び金額) 第2条 手数料の種類及び金額は、別表のとおりとする。 別表(第2条関係)				
番号	種類	単位	金額	備考	番号	種類	単位	金額	備考
	<略>					<略>			
22	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)<略>の規定による臨時運行許可申請手数料	1両につき	750円		22	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)<略>の規定による臨時運行許可申請手数料	1両につき	750円	
22 2	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。この項及び次項において「法」という。)第119条第3項の規定により納めなければならない手数料	1件につき	21,000円 に次の各号に掲げる額の合計額を加算した額 (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに 3,950円 (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)			【新設】			
22 3	法第119条第4項の規定により納めなければならない手数料		次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応			【新設】			

新					旧				
			じ、当該各号に定める額 (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納めなければならない手数料の額と同一の額 (2) 法第115条(法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円						
23	多治見市屋外広告物条例・・・<略>				23	多治見市屋外広告物条例・・・<略>			
	<略>					<略>			
108	その他の証明手数料	1件につき	300円		108	その他の証明手数料	1件につき	300円	
摘要	<p>改正理由</p> <p>個人情報保護法の改正（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律。令和5年4月1日施行部分）に伴い、自治体における個人情報保護も同法の対象となります。</p> <p>行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が支払う手数料の額は、同法第119条第3項及び第4項の規定により条例で定める必要があることから、これを定めるものです。</p>								